

仙台市水道局規程第五号

仙台市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十七日

仙台市水道事業管理者 加藤 邦治

仙台市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

仙台市水道局安全衛生管理規程（昭和四十八年仙台市水道局規程第九号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(安全管理者)</p> <p>第五条 法第十一条第一項の規定に基づき、<u>局</u>に安全管理者を置く。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>2</u> [略]</p> <p>(衛生管理者)</p> <p>第七条 法第十二条第一項の規定に基づき、<u>局</u>に衛生管理者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第十五条 法第十三条第一項の規定に基づき、<u>局</u>に産業医を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第十六条～第二十七条 略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>	<p>(安全管理者)</p> <p>第五条 法第十一条第一項の規定に基づき、<u>その職員数が五十人以上である事業場</u>に安全管理者を置く。</p> <p><u>2</u> <u>その職員数が五十人未満である事業場に、必要があるときは、安全管理者を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>(衛生管理者)</p> <p>第七条 法第十二条第一項の規定に基づき、<u>その職員数が五十人以上である事業場</u>に衛生管理者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第十五条 法第十三条第一項の規定に基づき、<u>その職員数が五十人以上である事業場</u>に産業医を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第十六条～第二十七条 略]</p> <p><u>(衛生委員会)</u></p> <p><u>第二十八条 法第十八条の規定に基づき、その職員数が五十人以上である事業場に衛生委員会を置く。ただし、法第十九条の規定に基づき安全衛生委員会を置く場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>(衛生委員会の審議事項)</u></p> <p><u>第二十九条 衛生委員会は、次の事項について調査審議する。</u></p> <p><u>一 職場の健康障害防止に関すること</u></p> <p><u>二 職員の健康保持及び増進に関すること</u></p> <p><u>三 事故の原因調査及び再発防止に関するものうち、衛生に関すること</u></p> <p><u>四 労働衛生についての知識の普及及び向上に関すること</u></p> <p><u>五 作業条件、作業環境等の改善及び整備に関すること</u></p> <p><u>六 省令第二十二条に掲げる事項</u></p> <p><u>七 その他衛生について必要な事項</u></p> <p><u>(衛生委員会の組織)</u></p> <p><u>第三十条 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p><u>一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから管理者が指名した者</u></p> <p><u>二 衛生について関連を有する職にある者のうちから管理者が指名する者</u></p> <p><u>三 衛生について経験を有する者のうちから管理者が指名する者</u></p> <p><u>2 前項第三号に掲げる者である委員の半数については、労働組合の推薦に基づき管理者が指名する。</u></p>

(委員会)

**第二十八条** 法第十九条の規定に基づき、安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の審議事項)

**第二十九条** 委員会は、次の事項について調査審議する。

[一～七 略]

(委員会の組織)

**第三十条** 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 総括安全衛生管理者
- 二 **産業医**
- 三 **安全及び衛生について経験を有するもの**のうちから管理者が指名する者
- 2 [略]
- 3 **委員会**の委員長には、総括安全衛生管理者を充て、副委員長は、総括安全衛生管理者が指名する。
- 4 委員長は、**委員会**を総括し、会議の議長となる。
- 5 [略]

(委員会の会議)

**第三十一条** 委員会は、委員長が招集する。

[2・3 略]

[**第三十二条・第三十三条 略**]

**3** **衛生委員会の委員長は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから管理者が指名する。**

**4** 委員長は、衛生委員会を総括し、会議の議長となる。

**5** 議長に事故があるときは、議長が指名する委員がその職務を代理する。

(安全衛生委員会)

**第三十一条** 法第十九条の規定に基づき、安全衛生委員会を置く。

(安全衛生委員会の審議事項)

**第三十二条** 安全衛生委員会は、次の事項について調査審議する。

[一～七 略]

(安全衛生委員会の組織)

**第三十三条** 安全衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 総括安全衛生管理者
- 二 **安全又は衛生について関連を有する職にある者のうちから管理者が指名する者**
- 三 **安全又は衛生について経験を有する者**のうちから管理者が指名する者
- 2 [略]
- 3 **安全衛生委員会**の委員長には、総括安全衛生管理者を充て、副委員長は、総括安全衛生管理者が指名する。
- 4 委員長は、**安全衛生委員会**を総括し、会議の議長となる。
- 5 [略]

(委員会の会議)

**第三十四条** **安全衛生委員会及び衛生委員会(次条及び第三十六条において「委員会」と総称する。)**は、委員長が招集する。

[2・3 略]

[**第三十五条・第三十六条 略**]

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(水道局総務部総務課)